

## さいたま市子どもの居場所づくり事業(多世代交流会食)補助金交付要綱の特例に係るQ&A

※このQ&Aは特例に関する部分について解説するものです。こちらに掲載されていない部分は「さいたま市子どもの居場所づくり事業(多世代交流会食)補助金交付要綱Q&A」をご参照ください。

### 1. 趣旨

この特例は、さいたま市子どもの居場所づくり事業(多世代交流会食)補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)第19条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会食事業の代替として食事のみを提供する場合についても補助対象と認めるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 対象事業

この特例による補助金の交付対象となる事業は、交付要綱第4条第1号の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、営利を目的とせず、食事(飲み物についてはアルコール類を除く。)のみを提供する場合も含む。

#### Q1. 「食事のみを提供」する場合の方法に指定はあるのか。

A1. 会場へお越しいただいた方に持ち帰っていただく、各家庭に宅配する等、会場や主催者の状況に合わせて、安全対策を講じた上で実施してください。

ただし、その方法に対応した保険に加入するとともに、実施にあたっての食品衛生やアレルギー対策等に関する注意事項等をさいたま市保健所食品衛生課食品衛生監視係(048-840-2262)に相談してください。

#### Q2. 会食と配食を並行して行ってもよいのか。

A2. 会食が実施できない場合の代替として配食や宅配を認めるものですので、主催者が安全に会食が実施できると判断した場合は、速やかに会食に切り替えてください。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、再度配食や宅配を行うことも可としますので、その際は市(子育て支援政策課)へご相談ください。

#### Q3. 「食事のみを提供」でいう食事とは、調理したものをいうのか。

A3. 必ずしも主催者が調理した食事を提供していただかなくても構いません。ただし、食材そのものを配食や宅配するのではなく、家庭で調理しなくても子どもたちがそのまま食べられる食事としてください(パンやおにぎり程度は可とします。)。また、食事内容は、会食する場合と同等程度の一食分の食事としてください。

なお、配食や宅配する食事の調理については、会食する場合よりも参加者が口にするまでに時間が経ってしまうことを考慮し、より衛生面に注意して行ってください。また、

早めに食べるよう参加者へ注意喚起してください。

**Q4. 「食事のみを提供」でよいのであれば、配食や宅配のみを行ってもよいか。**

A4. 当事業は子どもの居場所づくりを促進するものであるため、参加者が集うことのできる場所の提供は必須です。しかし、現況を鑑み、特例として「食事のみを提供」する場合も認めるものですので、「参加者が集うことのできる場所」を用意せず配食や宅配を前提とした事業を行う場合は、補助金の交付対象とはなりません。

**Q5. この特例ができたことにより、補助金の交付の対象となる経費や交付額の算出方法は変更になるか。**

A5. 当特例措置は、会食が実施できない場合の代替として、配食や宅配を認めるものですので、交付要綱第7条第1項に規定する補助対象経費や交付額に変更はありません。補助対象経費は、引き続き、参加した子ども及びボランティアに提供する食事に係る材料費及び事業の実施に必要となる運営費となります。子ども及びボランティア以外の参加者に提供する食事に係る材料費は対象とはなりません。

**Q6. 配食や宅配を行うと、会食よりも需要が多くなり、子どもの人数が増えるかもしれないので、配食や宅配をする場合の参加者見込み数を申請してよいか。**

A6. 本特例は、コロナ禍においては従来通りの会食での開催が困難である場合もあるため、その代替として、配食等によって子どもの食の支援や地域とのつながりを維持する取組についても補助対象として認めるものです。当事業は子どもの居場所づくり事業であり、配食等は代替措置ですので、会食を実施する場合の参加者見込み数を申請してください。配食や宅配を実施した場合でも、会食を実施した場合の子ども及びボランティアの参加者見込み数に400円を乗じた金額が食事に係る材料費の交付額の上限となります。

**Q7. 食事の提供方法を変更する場合、事前連絡や事後報告は必要か。**

A7. 申請時に提出した「さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）計画書（様式第2号）」と実施内容が変更になる場合は、一度、市（子育て支援政策課）へご連絡ください。

また、開催結果については、「さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）開催結果報告票（様式第7号）」の開催日の欄に会食、配食、宅配等の提供方法を追記することにより報告してください。

### 3. 対象期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日

**Q8. 令和2年度からこの特例が設けられ、令和4年度も延長されたが今後はどうなるのか。**

A8. まん延防止等重点措置等に基づく要請等を踏まえると、令和4年度においても当面は大人数での会食は難しい状況が続くことが想定されます。しかし、ワクチン接種など新型コロナウイルス感染症対策が進展しているため、暫定的に令和5年3月31日を期限としています。その後については、令和4年度中の感染状況により判断します。